

國民勞務手帳法の施行期日に關する勅令の公布及び關係法令

本昭和十六年第七十六回帝國議會の協賛を経て三月七日公布を見た國民手帳法の施行期日に關する勅令は六月十四日公布を見、本昭和十六年十月一日より施行せることとなつたが、右勅令、竝に國民勞務手帳法、同法施行令、同法施行規則等の關係法令を掲ぐれば以下の如くである。

國民勞務手帳法ノ施行期日ニ關スル件

(昭和十六年六月十四日勅令第七百三號)

國民勞務手帳法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

國民勞務手帳法 (昭和十六年三月七日法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ從業者ト稱スルハ年齢十四年以上六十年未滿ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ勞務者トシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岩壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二條 從業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ爲サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏竝ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民勞務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ者ヲシテ國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

リ國民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ國民職業指導所長ハ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨ヲ裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七條 前條ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ國民勞務手帳審査會ニ諮問シテ國民勞務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨ヲ裁定シタルトキハ使用者ニ對シ國民勞務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

國民勞務手帳審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第九條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ之ヲ國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十條 使用者及國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民勞務手帳ニ本法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ねテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケルコトヲ得ズ但シ國民勞務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、餘白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ國民職

業指導所長又ハ使用者ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ヲ除クノ外自ラ之ヲ保管スベシ

第十三條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勞務手帳ニ代ル證明書

(以下證明書ト稱ス)ヲ交付スルコトヲ得
證明書ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外證明書ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 國民勞務手帳以外ノ手帳ニハ國民勞務手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 從業者、從業者タラントスル者又ハ使用者ハ國民勞務手帳ニ關シ必要アルトキハ從業者又ハ從業者タラントスル者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

從業者ハ國民勞務手帳ニ記載セラレタル事項ニ關シ使用者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條ニ掲グル事業ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第五條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第四條、第五條第二項、第十條又ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三 第九條ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ記載若ハ報告ヲ爲シタル者

四 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ應ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

五 第十六條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九條 使用者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條第一號又ハ前條第一號乃至第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十條 第十七條第一號又ハ第十八條第一號乃至第四號ノ罰則ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 本法ハ罰則ヲ除クノ外國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

國ノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 本法中使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鑛業ニ在リテハ鑛業權者ニ、鑛業代理人アル場合ニ於テハ鑛業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民勞務手帳ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國民勞務手帳法施行令

(昭和十六年六月十四日勅令第七百四號)

第一條 從業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

第二條 國民勞務手帳ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一 氏名

二 出生ノ年月日

三 本籍

四 居住ノ場所

五 兵役關係
六 學歷
七 職業ノ經歷
八 従事スル職業名

九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主ナル就業ノ場所)

十 給料又ハ賃金ノ額

十一 國民職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第二

條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ従事シタル者ニ在リ

テハ同令ニ基ク技能程度

十二 申告令第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ

其ノ修了シタ課程ニ關スル事項

十三 申告令第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ

其ノ受ケタル檢定、試験又ハ免許ニ關スル事項

十四 勞働者年金保險法ニ依ル被保險者ニ在リテハ

被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)ニ

基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項

第三條 從業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者

ニ從業者トシテ使用セラルル場合ニ於テハ國民勞務

手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

第四條 手帳法第三條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各

號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使

用セラルル者

二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第五條 手帳法第三條第一項本文ノ規定ニ依リ提出ス

ル國民勞務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於

テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五

條ノ規定ニ依リ記載、同法第三條第一項但書ノ規定

ニ依リ提示スル國民勞務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者

ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七條

第五項ノ規定ニ依リ記載アルコトヲ要ス

第六條 從業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ

第四條各號ノ一ニ該當スルモノハ遲滞ナク國民勞務

手帳ヲ使用者(同條第一號ニ該當スル者ニ在リテハ

徵用ニ依リ使用者)ニ提出スベシ

第七條 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ

從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用

スル期間中國民勞務手帳ヲ保管スベシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各

號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國民勞務手帳ヲ其ノ

者ニ一時返付スベシ

一 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタ

ルトキ

二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者

トシテ使用セラレントスルトキ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民勞務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解

除セラレ、第三條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提示

ヲ了リ又ハ前項第三號ノ事由ナキニ至リタルトキハ

遲滞ナク國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第二號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務

手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ同項同

號ニ該當スル事由ニ因リ一時返付シタル國民勞務手

帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民勞務手帳

ニ記載スベシ

使用者第二項第一號ニ該當スル事由ニ因リ國民勞務

手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ

同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異

議ナキ旨當該國民勞務手帳ニ記載スベシ

第八條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業

者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ

退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引

續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルト

キハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ

又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業

者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ

二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停

年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸

海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタ

ルトキ

五 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ事由ハ手帳法第六條ノ規定

ニ依リ國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ

裁定シタル所ニ依リ同法第七條ノ規定ニ依リ地方長

官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル

日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者

ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ

旨報告スベシ報告ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還

シタルトキ亦同ジ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザ

ルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル

日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間ヲ經過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九條 國民職業指導所長前條第四項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 手帳法第六條第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、同法第七條第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

地方長官又ハ國民職業指導所長ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限經過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得

手帳法第六條第二項及第七條第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ關係人ニ通知スベシ

第十一條 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使

用者又ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一 使用者手帳法第六條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ

二 國民勞務手帳ニ手帳法ニ基キテ發スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ノ記載アルトキ

三 國民勞務手帳ヲ檢閲セントスルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得

一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 重ネテ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三 自己ノ國民勞務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四條 使用者從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨

二 從業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三 從業者ノ就業スル場所

第十五條 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ

定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第十六條 使用者ハ從業者ニ關シ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二條第十四號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載スベシ

第十七條 前三條中報告ニ關スル規定ハ使用者ガ國民勞務手帳ニ代リ證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八條 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲グル事項ヲ第一號ニ掲グル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二號ニ掲グル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ國民勞務手帳ニ記載スベシ

一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金月額

二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金月額

第十九條 前條ノ給料又ハ賃金ノ範圍及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第

十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民勞務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第一項ノ規定ハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ之ヲ適用セズ

第二十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後ニ於テ申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス
第二十二條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シ

タルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ノ同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者國民勞務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地(職業ニ従事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ從前ノ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第二十三條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ關スル第十四條、第十六條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ニ依リ報告ハ同條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ケズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタル者
- 二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者
- 三 法令ニ因リ拘禁中ノ者
- 四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第十五條、第十六條第二項及第十八條ノ規定ニ依リ記載ハ使用者第七條第二項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同條第三項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ノ提出ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ケズ

第二十四條 國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業地(職業ニ従事セザル者ニ在リテハ居住地)ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ之ヲ申請スベシ

國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二十五條 第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ國民勞務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十六條、第十八條、第二十一條、第二十二條及前條第二項ノ規定ハ從業者國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラルル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ交付スルコトヲ得

- 一 國民勞務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ
 - 二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキ
 - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ
- 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 二以上ノ職業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主たる就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附 則

本令中第二條第十四號ノ規定ハ勞務者年金保險法中被災者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ關スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者二以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十一號乃至第十三號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二條第七號ニ該當スル者ヲ除ク）ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ報告ハ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件

第一條 官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ニ

（昭和十六年六月十四日勅令第七百五號）

シテ從業者ヲ使用スルモノ（以下事業官廳ト稱ス）其ノ使用スル從業者（以下官廳從業者ト稱ス）ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ國民勞務手帳法施行令（以下施行令ト稱ス）第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ通知ヲ爲シタル後國民勞務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

第二條 事業官廳施行令第八條第一項ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ官廳從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其ノ期間經過シタルトキハ同條第四項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ送付スベシ

第三條 官廳從業者タリシ者國民勞務手帳ノ返還ニ關シ異議アルトキハ其ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從前ノ事業官廳ノ所轄官衙（事業官廳ガ陸海軍ノ部隊又ハ學校ナル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル官衙トシ其ノ他ノ場合ニ於テ所轄官衙ナキトキハ事業官廳トス）ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

國民勞務手帳法第六條及第七條ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第四條 事業官廳ハ官廳從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ國民勞務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ施行令第十一條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導

所長ニ之ヲ送付スベシ

第五條 施行令第十二條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ國民勞務手帳ノ送付ヲ求ムルコトヲ得

第六條 地方長官又ハ國民職業指導所長施行令第十三條ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ國民勞務手帳ノ返納ヲ命ズルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第七條 事業官廳官廳從業者ノ使用ヲ開始シタルトキハ施行令第十四條各號ニ掲ゲル事項ヲ國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ同條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第八條 事業官廳官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第十五條ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ引續キ他ノ事業官廳ノ官廳從業者タルトキハ當該事業官廳ニ國民勞務手帳ノ保管ヲ移シ、官廳從業者タラザルトキハ國民勞務手帳ヲ其ノ者ニ返還スベシ

前項ノ場合ニ於テハ事業官廳ハ官廳從業者ヲ使用セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨通知スベシ

第九條 事業官廳ハ官廳從業者ニ關シ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第八號、第九號、第十一號乃至第十三號又ハ第十五號ニ掲ゲル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ同令第十

六條第一項ノ規定ニ拘ラズ十四日以内(第十二條ノ規定ニ依ル報告アルモノニ付テハ報告アリタル日ヨリ十四日以内)ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十條 官廳從業者ニシテ國民職業能力申告令ニ依リ

申告シ居ル要申告者タルモノ(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)同令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ事業官廳ハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ施行令第二十一條ノ規定ニ拘ラズ第二項ノ規定ニ依リ報告アリタル日ヨリ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ通知ヲ爲シタル後ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキ亦同ジ

官廳從業者前項ノ場合ニ於テ國民職業能力申告令第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ該當セザルニ至リタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十一條 事業官廳ハ官廳從業者死亡シタルトキハ其ノ旨國民勞務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ施行令第二十二條ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ通知スベシ

第十二條 官廳從業者ハ施行令第二條第一號、第三號乃至第六號、第十二號、第十三號又ハ第十五號ニ掲

グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ事業官廳ニ其ノ旨報告スベシ

第十三條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ事業官廳ニ對シ官廳從業者ニ關シ通知ヲ求ムルコトヲ得

厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長國民勞務手帳法第十六條第一項ノ規定ニ依リ官廳從業者ニ對シ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルトキハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十四條 國民勞務手帳法第十六條第二項及第三項ノ規定ハ國ノ事業ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年十月一日以後官廳從業者タラントスルモノハ施行令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ事業官廳ヲ經由シ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ施行令第二條第一號、第三號乃至第九號又ハ第十號一乃至第十三號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨

國民勞務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ事業官廳ヲ經由シテ當該國民勞務手帳ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ但シ國民職業能力申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳法施行規則

(昭和十六年六月十七日 厚生省令第二十四號)

第一條 國民勞務手帳法(以下手帳法ト稱ス)第一條技術者及勞務者ハ別表ニ掲グルモノトス

別表ニ掲グル技術者及勞務者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四號乃至第六號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 帝國臣民ニ非ザル者
- 二 女子
- 三 工場法施行令第一條各號ノ一ノ事業ヲ營ム工場ニシテ工場法ノ適用ナキモノニ使用セラルル者
- 四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
- 五 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
- 六 日日雇入レ使用セラルル者
- 七 臨時ニ土木、建築作業ニ従事スル者ニシテ之ヲ業トセザルモノ

第二條 國民勞務手帳ハ様式第一號ニ依ル

第三條 國民勞務手帳法施行令(以下施行令ト稱ス)第一條、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五號

附則第二項ノ申請ハ様式第二號ニ依リ之ヲ爲スベシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル寫眞(名刺版、正面半身、脱帽、素紙ナキモノ)ヲ添附スベシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五條ニ規定スル證明書又ハ戸籍ノ抄本ノ添附ヲ求ムルコトヲ得國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラントストキハ第二項ニ規定スル寫眞ヲ其ノ就業スベキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第四條 從業者第十一條ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ニ貼付シタル寫眞ノ再貼附ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民勞務手帳ヲ從業者ニ一時返付スベシ

第五條 施行令第八條第三項及第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第六條 施行令第十八條ノ給料又ハ賃金ノ範圍ハ給料、賃金、手當其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ從業者ヲ使用スル使用者ガ勞務ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク
一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
二 賞與
三 臨時ノ給與

給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ

他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ノ算定ハ賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條 施行令第二十條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四號ニ依リ之ヲ爲スベシ
第八條 施行令第二十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第九條 施行令第二十二條第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六號ニ依リ之ヲ爲スベシ
第十條 施行令第二十四條第一項ノ申請ハ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スベシ

國民勞務手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ國民勞務手帳ヲ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ國民勞務手帳ヲ添附スベシ第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ國民勞務手帳ニ代ル證明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

國民勞務手帳ヲ亡失シタルニ因リ國民勞務手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ國民勞務手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十一條 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ニ貼付シタル寫眞毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ寫眞ノ再貼附ヲ受クベシ

第十二條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ハ様式第八號ニ

依ル

第十三條 國民勞務手帳ニ代ル證明書ニ記載スベキ事項ハ施行令第二條第一號乃至第四號、第八號乃至第十四號、第十四號及第十五號ニ掲グル事項トス

第十四條 手帳法第十六條第三項ノ規定ニ依ル證明書ハ様式第九號ニ依ル

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十六年九月三十日迄ニ第三條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ添附セザルコトヲ得但シ寫眞ヲ添附セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同條第二項ニ規定スル寫眞ヲ提出シ國民勞務手帳ニ其ノ貼附ヲ受クベシ

第三條第四項ノ規定ニ依ル寫眞ノ貼付ハ昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨ゲズ

(別表)

國民勞務手帳法ノ技術者及勞務者

- 一 鑛山技術者 探炭、選炭、採鑛、選鑛、採油
又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
- 二 冶金技術者 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 機械技術者

陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑄山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑄塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

四 電氣技術者

電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

五 電氣通信技術者

有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電報裝置、電氣裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 航空機技術者

航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

七 造船技術者

造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

八 化學技術者

有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

九 窯業技術者

セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一〇 食料品技術者

製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ食料品嗜好品ノ製造加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 釀造技術者

酸酵法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコール等ノ製造ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 紡績技術者

製絲、紡績、織布等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

三 染色技術者

織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

四 木工技術者

製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

五 土木技術者

道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

六 建築技術者

建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

七 特殊技術者

紡績工場ノ蠶業技術者、化學工業及鑛業ノ林業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製造、人造板製造其ノ他ノ工業技術者ニシテ第一號乃至第六號ニ屬セザルモノ

八 航空機搭乗員

航空士、航空機操縦士、航空機機關士タルモノ

九 氣象技術者

氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

一〇 鑛

一 探炭夫 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノ(手掘夫、

二 坑内運炭夫

發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク)

三 炭坑支柱夫

炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

四 機械選炭夫

炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ

五 探鑛夫

鑛物ノ探掘又ハ探鑛作業ニ從事スルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

六 鑛山支柱夫

鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ

七 坑内運鑛夫

鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ從事スルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運鑛ノミニ從事スルモノヲ除ク)

八 機械選鑛夫

鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ從事スルモノ(大割夫ヲ含ム)

九 石油鑛夫

石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ

一〇 鑛業作業夫

探炭、選炭、探鑛、選鑛、探油又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(九)ニ屬セザルモノ

二 土石採取夫

岩石又ハ砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業(鑿夫採掘作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

三 職工

(イ) 製鍊作業者

三 製銑工 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ從事スルモノ
三 製鋼工 鋼ノ製鍊作業(渣塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

二 非鐵金屬製鍊 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

三 金屬製鍊工 金屬ノ製鍊作業ニ従事スルモノニシテ(一)乃至(四)ニ屬セザルモノ

四 非金屬精鍊工 硫黃、砒素等ノ非金屬ノ製鍊作業ニ従事スルモノ

五 製圖 手製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

六 現圖工 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルモノ

(ハ) 金屬材料ノ製造加工作業

七 金屬熔融工 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルモノ

八 操爐工 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルモノ

九 壓延伸張工 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルモノ

一〇 鑄物工 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

一一 鍛工 鍛治又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛治、金具鍛治、車鍛治及双物製造鍛治ヲ除ク)ニ従事スルモノ

一二 熱處理工 金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルモノ

一三 撚線工 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

一四 剪斷工 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルモノ

一五 金屬加工工 金屬材料ノ製造加工作業ニ従事スルモノニシテ(九)乃至(三六)ニ屬セザルモノ

(三) 機械器具ノ製作業者 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルモノ

一六 野書工 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルモノ

一七 旋盤工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

一八 タレット工 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

一九 中ゲリ工 中ゲリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二〇 研磨工 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二一 ボール盤工 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二二 平削盤工 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二三 形削工 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二四 フライス工 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二五 齒切工 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

二六 特殊機械工 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノニシテ(三六)乃至(三七)ニ屬セザルモノ

二七 非金屬機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機械ニ依ルゴム、陶磁器又ハベークライト等木材以外ノ非金屬ノ加工作業ニ従事スルモノ

二八 鐵木工 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルモノ

二九 撓鐵工 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

三〇 填隙工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルモノ

三一 鋸打工 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルモノ

三二 板金工 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)

三三 金屬プレス工 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルモノ

三四 銅工 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルモノ

三五 配管工 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルモノ(鉛工ヲ含ム)

三六 製罐工 汽罐、水櫃、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルモノ

三七 熔接工 電氣又ハ瓦斯ニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルモノ

三八 鐵工 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルモノニシテ(三九)乃至(四九)ニ屬セザルモノ

三九 金屬彫刻工 金屬板其ノ他金屬材料ノ彫刻作業ニ従事スルモノ

四〇 光學ガラス工 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒削、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルモノ

四一 目盛工 手作業、機械作業又ハ化學作業ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

四二 針金細工工 金屬製ノ綱、綱等製造ノ作業ニ従事スルモノ

四三 電線被裝工 電線又ハ電纜ノ被裝、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルモノ

五 卷線工 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

五 絶縁工 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルモノ

五 電池工 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

五 真空管類排氣工 白熱電球、放電燈、真空管、エツクス線管又ハ其ノ他ノ各種真空管類ノ排氣作業ニ従事スルモノ

五 水晶工 電氣通信機用水晶ノ加工作業ニ従事スルモノ

五 義肢工 義肢ノ皮部製作及仕上、組立作業ニ従事スルモノ

五 網具工 帆、索具、防触物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨又ハ鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

五 機械製作工 機械器具製作ノ作業ニ従事スルモノ(シテ五)乃至(六)ニ屬セザルモノ

(ホ) 機械器具ノ仕上、組立、修繕業者

五 工具仕上工 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)ネデ切削用補助工具其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 上工 主トシテ鋸、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

五 電機組立工 電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 電氣通信機組立工 電氣通信機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 精密組立工 度量衡器、理學の機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 機械組立工 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 航空機組立工 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 自動車工 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルモノ

五 鑄裝工 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルモノ(一)化學製品ノ製造業者

五 硫酸工 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

五 鹽酸工 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

五 硝酸工 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

五 ソーダ工 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

五 カーバイト電爐工 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルモノ

五 壓縮ガス工 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガスを發生作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

五 工業藥品工 工業藥品製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

六 アルミナ製造工 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)

六 人造研磨材製造工 カーボランダム、アランダム又ハ其ノ他ノ人造研磨材及人造砥石ノ製造工程ニ従事スルモノ(旋盤ニ依ル仕上ヲ除ク)

六 人造肥料工 硫安、石灰窒素、カリ肥料等ノ人造肥料製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

六 硝化綿工 硝化綿製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

六 火藥工 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)

六 火工 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルモノ

六 染料工 染料製造工場ニ於テ染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルモノ

六 顔料塗料工 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルモノ

六 アンモニヤ合成工 合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

六 油脂工 動植物油脂ノ抽出、精製、分餾、硬化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルモノ

六 石炭乾溜工 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルモノ

六 タール分溜工 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸

等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルモノ

人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ

ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ

セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

ベークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルモノ

紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ

人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)

炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ

化學製品製造用電氣爐(カーバイト製造用電氣爐ヲ除ク)ノ操作ニ從事スルモノ

フィルム、乾板、印畫紙又ハ現像藥其ノ他ノ寫眞用品製造ノ化學工程ニ從事スルモノ

化學製品ノ製造工程ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(四)ニ屬セザルモノ

(ト) 窯業、土石類ノ加工作業

窯業原料工 陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉藥ノ調製等ノ作業ニ從事スルモノ

成型工 陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ(旋盤ニ依ルモノヲ除ク)

旋釉工 陶磁器、タイル、珐瑯品又ハ七寶燒ノ釉藥掛ケノ作業ニ從事スルモノ

燒成工 セメント、陶磁器、煉瓦、珐瑯品等ノ燒成又ハ燒付ノ作業ニ從事スルモノ

ルツボ工 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ

ガラス熔融工 ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

ガラス吹工 管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

板ガラス製造工 引上法又ハ圓筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

型物ガラス工 機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、壺等ノ製造ノ作業ニ從事スルモノ(冷シエラ含ム)

ガラス銀引工 鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ從事スルモノ

特殊ガラス工 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルムター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

ガラス加工工 摺ガラス、カットガラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細

工ニ從事スルモノ

石綿工 石綿ノ紡織又ハ保温材、スレート等石綿製品製造ノ作業ニ從事スルモノ

保温工 保温材取附作業ニ從事スルモノ

窯業工 窯業製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(三)ニ屬セザルモノ

(チ) 紡織品 被服身製品製造

起毛剪毛工 織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ

フェルト工 フェルト(フェルト帽體ヲ含ム)製造ニ於テ洗毛、開毛、縮絨又ハ壓搾ノ作業ニ從事スルモノ

精練漂白工 絲、布其ノ他ノ紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ從事スルモノ

浸染工 手ニ依ル捺染、引染又ハ浸染ノ作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

機械捺染工 機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊拔、捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ

編組工 レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ絲卷、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

洗濯工 洗滌、湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ

製網工 纖維製ノ網(網製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

布縫工 帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身製品ノ製造ニ於ケル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ

紡織品製造加工工 紡織品又ハ被服身製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(一)乃至(三)ニ屬セザルモノ

- (リ) 印刷、紙製品製造業者
 - 一三 文選、植字 文選、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一四 活字鑄造工 活字ノ鑄造作業ニ從事スルモノ
 - 一五 製版、紙型工 紙型取り、凸版、凹版、平版(石版、オフセット版、グラビヤ版)又ハ寫眞版等印刷原板ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一六 印刷工 印刷作業ニ從事スルモノ(印刷機械ノ運轉ニ從事スル者ヲ除ク)
 - 一七 特殊寫眞工 工業用寫眞、水中寫眞、航空寫眞、活動寫眞又ハ高速度寫眞ノ撮影、現像若ハ焼附ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一八 製本工 製本作業ニ從事スルモノ
 - 一九 印刷、紙製品製造工 印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ(二三)乃至(三七)ニ屬セザルモノ
 - (ヌ) 皮革、骨、羽毛品類製造業者
 - 二〇 革縫工 藥囊、雜蓑、靴又ハ靴等ノ皮革品ノ製造ニ於テ機械ニ依ル裁斷、縫製加工ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二一 馬鞍工 革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二二 皮革、骨、羽毛品類製造業ニ從事スルモノニシテ(二三)及(三四)ニ屬セザルモノ
 - (ル) 木製品製造業者
 - 二三 製材工 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二四 調木工 バルブ製造ニ於テ皮剥、切斷又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二五 合板工 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
 - 二六 人造板製造工 各種テツクス類製造ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一〇 建築具指物工 建築具、指物ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一一 木型工 鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一二 雜貨木型工 帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一三 造船工 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ
 - 一四 車大工 荷車等木造船ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一五 木製品工 木製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(二四)乃至(二六)ニ屬セザルモノ
 - (ヲ) 飲食料品、嗜好品製造業者
 - 一六 精穀工 米、麥等穀類ノ糠摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業ニ從事スルモノ
 - 一七 製粉工 小麥粉、片栗粉又ハ晒箔等製造ニ於ケル原料選別、粉碎、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ
 - 一八 菓子、パン製造工 菓子又ハパンノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 一九 製糖工 砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ截斷、壓搾、滲出、蒸發、分蜜又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二〇 味噌、醬油、酢醸造工 味噌、醬油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ
 - 二一 酒類醸造工 清酒、燒酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麥酒、葡萄酒、白酒又ハ混成酒等ノ酒類製造作業ニ從事スルモノ(杜氏ヲ含ム)
 - 二二 清涼飲料製造工 サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 二三 罐詰、燻詰、食料品製造工 罐詰、燻詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原料詰メ、加熱殺菌又ハ密封等ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二四 煙草製造工 煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ
 - 二五 製氷、冷凍工 製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二六 食品製造工 飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ(二四)乃至(二六)ニ屬セザルモノ
 - (ワ) 電氣ニ關スル業者
 - 二七 通信電路工 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋內配線工事ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二八 通信電機工 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ
 - 二九 電力電路工 電線架設、電路敷設、保線、屋內配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ
 - 三〇 電力電機工 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ從事スルモノ
 - (カ) 實驗、試驗、検査作業業者
 - 三一 金屬試驗工 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルモノ
 - 三二 實驗工 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルモノ
 - 三三 機械検査工 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢

一七三 レンズ検査工
査作業ニ従事スルモノ
レンズ、プリズム、レベル等ノ
光學ガラスノ検査作業ニ従事ス
ルモノ

一七四 試運轉工
原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ
他ノ機械ノ試運轉作業ニ従事ス
ルモノ

一七五 分析工
化學分析作業ニ従事スルモノ
各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ
従事スルモノニシテ(一六六)乃至
(一七二)ニ屬セザルモノ

一七六 企 劃 手
(ヨ) 其ノ他ノ作業者
作業企劃、作業研究又ハ單價若
ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従
事スルモノ

一七七 記 録 工
庶務、計理、工務、勞務等ニ關
スル記録事務、圖面ノ出納並ニ
整理及保存、タイプライターニ
依ル印字作業ニ従事スルモノ

一七八 機械運轉工
原動機、機關、ポンプ又ハ機械
ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事ス
ルモノ

一七九 起重機運轉工
起重機ノ運轉ニ従事スルモノ
メツキ、ボンデライト、パーカ
ライジング、メタニウム又ハセ
ラダイスノ作業ニ従事スルモノ

一八〇 メツキ工
塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ焼附
ノ作業ニ従事スルモノ

一八一 塗 裝 工
職工ニシテ(一八二)乃至(一八七)ニ屬セ
ザルモノ

一八二 雜 職 工
土木建築作業者
一八三 家屋大工
家屋建築ニ於ケル大工作業ニ従
事スルモノ

一八四 堂宮大工
堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ従
事スルモノ

一八五 左 官
セメント塗、モルタル塗又ハ漆
喰塗等ノ左官作業ニ従事スルモ
ノ

一八六 石 工
石工作業ニ従事スルモノ
一八七 職 工
足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所

一八八 屋 根 職
屋根職作業ニ従事スルモノ
一八九 築 爐 工
熔鑛爐、平爐、熔融爐、加熱爐、
窒業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又
ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修
築ノ作業ニ従事スルモノ

一九〇 鐵筋、鐵網工
ト工事ニ於テ鐵筋又ハ鐵網ノ組
立作業ニ従事スルモノ
一八一 潜 水 夫
潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業
ニ従事スルモノ

一九二 土木建築作業
者
煉瓦積、タイル張ノ作業、セメ
ント品製造又ハコンクリート工
事ノタメ木枠ノ組立、コンクリ
ート煉リ又ハ注込ミ等ノ作業、
潜水補助ノ作業、道路ノ修築工
事、アスファルト舗裝作業其ノ
他土木建築ノ作業ニ従事スルモ
ノニシテ(一八三)乃至(一九一)ニ屬セザ
ルモノ

一九三 交通、運輸、運
搬業者
一九四 蒸汽機關車
運轉士
蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルモ
ノ(助手ヲ含ム)

一九五 内燃機關車
運轉士
内燃機關車(ディーゼル動車及ガ
ソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従
事スルモノ(助手ヲ含ム)

一九六 電車運轉士
電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従
事スルモノ

一九七 自動車運轉手
運輸運轉諸手
自動車ノ運轉ニ従事スルモノ
一八八 保 線 夫
驛手、連結手、轉轍手、踏切警
手、制動手、列車手、炭水手、
清掃手等列車ノ編成、運轉ノ豫
備又ハ保安作業ニ従事スルモノ
線路、建設物ノ保守又ハ施工ノ
作業ニ従事スルモノ(線路工夫
ヲ含ム)

一九九 航空機整備員
飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬
品ノ點檢、分解、調整、補修、

二〇〇 漁船運轉手
手入、裝備、試運轉、格納、飛
行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤
務作業ニ従事スルモノ

二〇一 船舶諸手
發動機ヲ有スル總噸數二十噸以
上三十噸未滿ノ漁船ノ操縦又ハ
運轉ニ従事スルモノ(船員手帳
又ハ海技免狀ヲ有スルモノヲ除
ク)

二〇二 船舶諸手
總噸數五噸未滿又ハ積石數五十
石未滿ノ船舶(端舟又ハ機櫃ヲ以
テ運轉スル舟ヲ含ミ、漁船ヲ除
ク)ノ操縦又ハ運轉ニ従事スル
モノ

二〇三 沖 仲 仕
船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積
卸作業ニ従事スルモノ

二〇四 荷扱運搬夫
貨物ノ庫出し、庫入レ、積卸、
運搬、配達、荷捌キ、檢量、荷
造ノ作業ニ従事スルモノ

二〇五 交通、運輸、
運搬業者
交通、運輸又ハ運搬ノ諸作業ニ
従事スルモノニシテ(一九三)乃至
(二〇二)ニ屬セザルモノ

二〇六 有線電信通信
士
有線電信ノ發受信操作ニ従事ス
ルモノ

二〇七 無線電信通信
士
無線電信ノ發受信操作ニ従事ス
ルモノ

二〇八 遞信集配員
郵便物ノ集配又ハ電報配達ノ業
務ニ従事スルモノ

二〇九 汽罐士、裝蹄師、
氣象手
二一〇 汽 罐 士
汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従
事スルモノ

二一一 裝 蹄 師
裝蹄ノ作業ニ従事スルモノ
二一二 氣 象 手
氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務
ニ従事スルモノ

尚、本施行規則の様式第一號は別掲の如くである。
様式第二號以下省略。

(表紙)

寫眞貼附欄

(1)

國民勞務手帳

省 生 厚

(2)

國民登錄指定ノ技能者養成施設	國民登錄指定ノ檢定、試驗、免許	學歷	兵役關係	居住場所	本籍	氏名
			兵種及官等級			出生
			役種			年 月 日生
			徵集年次 八任官年			

(3)

國民職業指導所長

年 月 日交付

印

(2)

